

00957

# 鳥取縣公報

昭和十五年四月十二日

第千百貳拾壹號

本書ノ大キサ國定規格A5判

## 告示

◆鳥取縣告示第二百三十六號

米穀販賣高調查員左ノ通ソ異動アリタリ

昭和十五年四月十二日

鳥取縣知事 副見喬雄

### 一 嘱託並解囑之部

解囑者	囑託者	擔當調查區域	職務執行場所	囑託並解囑年月日
出井 安延	一	鳥取市	鳥取市役所	昭和十五年三月三十日
岸本 健次	野口 正彦	同 美保區	同 美保出張所	同
河口 安一	飯野 信美	岩美郡小田村	岩美郡小田村役場	同

00958

水石 友

出井諱太郎

横山 章

渡邊 源吉

今倉 正信

岡崎 經壯

木間 好唯

岡崎 貢一

村田 好唯

岡崎 金治

松本 郡司

宮石 正美

山本 源造

木間 一幸

松田 善藏

井戸垣繁利

岡田 文俊

岡田 漱吉

山野 知秀

林 鶴三

岡本 繁美

尾崎 市藏

松村 勝美

木下 一

奏 源吉

山根 永吉

大口 壽男

中原 優一

上島 虎男

同 同

岡村 善右衛門

竹内 三男

同 同

同 同

田中壽太郎	同	津ノ井村	同	津ノ井村役場
小谷 繁美	同	福部村	同	福部村役場
前田 邦夫	同	八頭郡散岐村	同	八頭郡散岐村役場
永田 文俊	同	上私都村	同	上私都村役場
岡田 善藏	同	八頭郡智頭町	同	八頭郡智頭町役場
岡田 漱吉	同	富澤區	同	富澤出張所
井戸垣繁利	同	若櫻町	同	若櫻町役場
岡田 漱吉	同	池田村	同	池田村役場
松田 善藏	同	八東村	同	八東村役場
林 鶴三	同	大伊村	同	大伊村役場
岡本 繁美	同	氣高郡大鄉村	同	氣高郡大鄉村役場
尾崎 市藏	同	中鄉村	同	中鄉村役場
松村 勝美	同	東鄉村	同	東鄉村役場
木下 一	同	鹿野町	同	鹿野町役場
奏 源吉	同	同	同	同
山根 永吉	同	同	同	同
大口 壽男	同	勝部村	同	勝部村役場
上島 虎男	同	同	同	同
中原 優一	同	日置谷村	同	日置谷村役場
岡村 善右衛門	同	同	同	同
竹内 三男	同	神戸村	同	神戸村役場
後藤 昇	同	同	同	同
木下 一	同	氣高郡勝谷村	同	氣高郡勝谷村役場
松本 敬	同	同	同	同
岡本 豊	同	湖山村	同	湖山村役場
引田 光雄	同	同	同	同
小島 實	同	花見村	同	花見村役場
岡本 豊	同	同	同	同
同 小鴨村	同	旭村	同	旭村役場
同 中北條村	同	同	同	同
同 東郷松崎村	同	同	同	同
同 小鴨村役場	同	同	同	同

00959

00960

尾崎 信芳

野坂 恭平

健代 市次

山浦 俊文

高見喜代造

相見 敏明

西川 廣治

戸田 築

中山 敏夫

坂本 保二

矢城 一

東伯郡旭村

東伯郡高城村

吉田 堅一

圓山 定孝

中島 忠義

同 同

同 同

同 同

同 同

同 同

同 同

同 同

同 同

同 同

同 同

同 同

同 同

同 同

同 同

◆鳥取縣告示第二百三十七號  
左ノ通養蠶實行組合設立ノ件認可セリ  
昭和十五年四月十二日

鳥取縣知事 副 見 喬 雄

認可年月日 昭和十五年四月六日

地 區

法勝寺村一圓

西伯郡法勝寺村大字法勝寺四百七拾番地

昭和十五年四月十二日

鳥取縣知事 副 見 喬 雄

認可年月日 昭和十五年四月十二日

同 同

同 同

同 同

◆鳥取縣告示第二百三十八號  
東伯郡高城村服部耕地整理組合設計書變更ノ件認可セリ  
昭和十五年四月十二日

鳥取縣知事 副 見 喬 雄

認可年月日 昭和十五年四月六日

地 區

法勝寺村一圓

西伯郡法勝寺村大字法勝寺四百七拾番地

昭和十五年四月十二日

鳥取縣知事 副 見 喬 雄

認可年月日 昭和十五年四月十二日

同 同

同 同

◆鳥取縣告示第二百三十九號  
岩美郡岩井町耕地整理組合設計書變更ノ件認可セリ  
昭和十五年四月十二日

鳥取縣知事 副 見 喬 雄

認可年月日 昭和十五年四月六日

地 區

法勝寺村一圓

西伯郡法勝寺村大字法勝寺四百七拾番地

昭和十五年四月十二日

鳥取縣知事 副 見 喬 雄

認可年月日 昭和十五年四月十二日

同 同

同 同

擔當調查區域變更之部

調査員氏名	新擔當調查區域	舊擔當調查區域	變更年月日
坂本 保二	鳥 取 市	東 伯 郡 泊 村	昭和十五年三月三十日
矢城 一	東 伯 郡 旭 村	東 伯 郡 高 城 村	同

戸田 築	中山 敏夫	西伯郡大幡村	西伯郡大幡村役場
長井 英雄	東伯郡大誠村	東伯郡大誠村役場	同
田子 貞夫	同 尚德村	同 尚德村	同
吉田 堅一	同 光德村	同 光德村役場	同
圓山 定孝	日野郡日光村	日野郡日光村役場	同
	同 溝口町	同 溝口町役場	同

昭和十五年四月十二日

鳥取縣知事 副 見 喬 雄

◆鳥取縣告示第二百四十二號

東伯郡伊勢崎村中尾耕地整理組合地區並設計書變更ノ件認可セリ

昭和十五年四月十二日

鳥取縣知事 副 見 喬 雄

◆鳥取縣告示第二百四十二號

東伯郡上鄉村山田耕地整理組合設計書變更ノ件認可セリ

昭和十五年四月十二日

鳥取縣知事 副 見 喬 雄

◆鳥取縣告示第二百四十三號

東伯郡北谷村<sub>尾田</sub>耕地整理組合設計書變更ノ件認可セリ

昭和十五年四月十二日

鳥取縣知事 副 見 喬 雄

◆鳥取縣告示第二百四十四號

東伯郡北谷村<sub>福富</sub>耕地整理組合設計書變更ノ件認可セリ

昭和十五年四月十二日

鳥取縣知事 副 見 喬 雄

◆鳥取縣告示第二百四十五號

北海道函館市沙見町二八番地函館護國神社隣地墓地ハ今西護國神社境内擴張ノ爲改葬ヲ要スルコト  
ト爲リタルモ緣故者不明ノ墳墓アルニ付同墓地ノ有縁者ハ四月三十日迄ニ管理者函館市沙見町二八  
官修函館墳墓監守草場峻宛申出ラルベク若シ右期日迄ニ申出ナキモノハ管理者ニ於テ適宜改葬スペ  
キ旨照會アリタリ

昭和十五年四月十二日

鳥取縣知事 副 見 喬 雄

◆鳥取縣告示第二百四十六號

市街地建築物法施行細則第二十五條ニ依リ左ノ通假設建築物建築ノ件許可セリ

昭和十五年四月十二日

鳥取縣知事 副 見 喬 雄

一 建築主ノ住所 鳥取市西町拾番地 金治

一 建築物ノ所在地 鳥取市西町拾番地

一 用途 住宅兼作業場

一 構造種別及棟數 木造瓦葺二階建 二棟

一 建築物ノ面積 建築面積 一二五・八三四平方米  
突出セル部分 三八・八三〇平方米

一 命令事項

一本建築物ノ存續期限ハ都市計畫事務實施迄トス

一 前項人存續期限満了ノ時ハ都市計畫事業實施者ノ指定スル期日内ニ無償ニテ本建築物ヲ除却スベシ  
一 本建築物ヲ他人ヘ譲渡シタル場合ハ十日以内ニ届出ヅベシ  
一 知事必要アリト認ムルトキハ本命令書ノ條項ヲ増減若ハ變更スルコトアルベシ

◆鳥取縣告示第二百四十七號  
度量衡法施行令第十四條ニ依リ西伯郡逢坂村外二十七箇町村度量衡器計量器第一種取締左ノ通り執行ス

昭和十五年四月十二日

鳥取縣知事 副見喬雄

検査期日	器物提出時間	検査区域	検査場所
昭和十五年四月二十三日	自午前八時至午後二時	逢坂村	特設度量衡検査所
四月二十四日	同	光德村	同
四月二十六日	同	庄内來屋和村	御來屋町

五月八日	同	大幡村	同
五月七日	自午前九時至午後二時	大高村、春日村	巖村、縣村
五月六日	同	大吉和津村	宇田川村
五月四日	同	大和村	淀江町
五月三日	同	大山村	高麗村
五月二日	同	高麗村	所子村
五月一日	同	高麗村	同
四月三十日	同	高麗村	同
四月二十七日	同	所子村	同
四月二十六日	同	光德村	同
四月二十三日	同	御來屋町	同

00966

五月九日	同	幡鄉村	
五月十日	同	五千石村	同
五月十一日	同	尙德村	同
五月十三日	同	賀野村	賀野村 同
五月十四日	同	手間村	手間村 同
五月十五日	同	法勝寺村	法勝寺村 同
五月十六日	同	上長田村、東長田村	法勝寺村 同
五月十七日	同	天津村	天津村 同
五月十八日	同	成實村	成實村 同

00967

## ◆鳥取縣告示第二百四十八號

家畜傳染病豫防法第七條ニ依リ左ノ區域内ニ於テ飼養スル生後三ヶ月以上ノ畜牛ニ對シ氣腫疽豫防液ノ注射ヲ施行ス依テ右畜牛ノ所有者又ハ管理者ハ所定ノ日時及場所ニ牽付注射ヲ受クベシ

昭和十五年四月十二日

鳥取縣知事 副見喬雄

注射月日	注 射 場 所	注 射 區 域	牽付時刻
四月十五日	八頭郡池田村 岩屋堂・	池田村一圓	午前十時
四月十六日	八頭郡若櫻町家畜市場	若櫻町一圓	午前九時
四月十七日	八頭郡丹比村 富枝	丹比村一圓	同
四月十九日	八頭郡八東村 東	八東村一圓	同
四月二十日	八頭郡安部村 安井小學校	安部村一圓	同

四月二十一日 八頭郡大御門村一ノ谷 大御門村一圓 同

四月二十二日 八頭郡隼村見櫻中 隼村一圓 同

八頭郡船岡村畜產組合 船岡村一圓

大御門村一圓 同

四月二十三日 八頭郡隼村見櫻中 隼村一圓 同

八頭郡船岡村畜產組合 船岡村一圓

大御門村一圓 同

◆鳥取縣告示第二百四十九號

價格等統制令第七條ノ規定ニ依リ本縣ニ於ケル三極ノ販賣價格左ノ通指定ス  
昭和十四年四月鳥取縣告示第二百三十二號中三極ノ價格ハ之ヲ廢止ス

昭和十五年四月十二日

鳥取縣知事 副見喬雄

種別	單位	生產者庭先渡	最終販賣價格	備考
黒皮	共皮封帶込十貫	二二三〇	二二三〇	
地氣	同	五三〇〇	五七〇〇	
白皮	同	一	一	

一 内閣印刷局納入ノ特殊地氣ノ最終販賣價(印刷局抄紙部倉庫渡)ハ有效成分五五%ノモノ

- 砾ニ付一圓二十五錢トシ有效成分一%ヲ上下スルモノトス  
 フ上下スルモノトス
- 二 最終販賣價格トハ自縣產ノモノヲ縣内ノ買主ニ販賣スル場合ニ於テハ買主倉庫渡價格トシ自  
 縣產ノモノヲ縣外ノ買主ニ販賣スル場合ニ於テハ賣主最寄驛貨車乘渡價格トス
- 三 地氣トハ天日漂白ヲ爲サザルモノヲ謂フ

◆鳥取縣告示第二百五十號  
 價格等統制令第七條ノ規定ニ依リ本縣ニ於ケル鷄卵ノ販賣價格左ノ通指定ス  
 昭和十四年十二月鳥取縣告示第八百二十三號中鷄卵ノ販賣價格ハ之ヲ廢止ス  
 昭和十五年四月十二日

鳥取縣知事 副見喬雄

種別	單位	販賣價格	備考
鷄卵	一箱(四貫目)	一七、八〇	

卸賣價格 (買方店先渡)  
 パラ賣一貫勿

小賣價格 百匁

○、四七

- 一 卸賣ニ於ケルバラ賣ハ四貫未滿ノ場合ニ限り四貫以上ノ場合ハ四貫迄ハ箱入價格ヨリ五十錢  
 フ控除シタル額トシ端數ノミバラ賣ニ依ルモノトス
- 二 小賣ニ於テ箇數賣ノ場合ニ於テモ重量價格ニ依ルモノトス但シ重量價格ニ依リ難キ場合ハ一  
 箇當リ六錢五厘ヲ超ヘザル價格ヲ以テ販賣スルコトヲ得ルモノトス

鳥  
取  
縣  
公  
報

00970

陸軍歩兵少尉 正八位 遠 謙 一 郎

地方農林技師ニ任ス

高等官七等ヲ以テ待遇セラル

鳥取縣農林技師ニ補ス

十級俸下賜

經濟部規畫課勤務ヲ命ス

(五月二十六日付)

勵八等 北 山 重 明

地方農林主事ニ任ス

高等官八等ヲ以テ待遇セラル

鳥取縣農林主事ニ補ス

十二級俸下賜

經濟部林務課兼林產物檢查所勤務ヲ命ス

地方農林技師ニ任ス

高等官七等ヲ以テ待遇セラル

鳥取縣農林技師ニ補ス

十一級俸下賜

經濟部林務課勤務ヲ命ス

休願免本官	鳥取縣屬	北	山	重	明
警部	森	本	京	藏	
倉吉警察署勤務ヲ命ス	警部	補	森	花	島
米子警察署勤務ヲ命ス	警部	補	山	島	春
新					男
警察部衛生課勤務ヲ命ス	警部	補	山	崎	保
依願免本官	警部	補	福	田	治
任鳥取縣屬	金	田	浦	藏	
學務部社會課勤務ヲ命ス	金	田	浦	藏	
願ニ依リ本職ヲ免ス	金	田	浦	藏	

鳥取縣屬	上	鳥	政	聲	
總務部職業課長ヲ命ス	地方事務官	上	鳥	政	
總務部地方課勤務ヲ命ス	地方事務官	上	鳥	政	
總務部會計課長ヲ命ス	鳥取縣屬	森	中	豐	治
知事官房文書課長ヲ命ス	鳥取縣屬	井	崎	秀	雄
經濟部規畫課勤務ヲ命ス	鳥取縣屬	森	中	豐	治
總務部統計課勤務ヲ命ス	鳥取縣屬	洞	山	芳	好
學務部社會教育課勤務ヲ命ス	鳥取縣屬	長	尾	豊	春
總務部時局課勤務ヲ命ス	鳥取縣屬	上	根	勝	巳
經濟部農產課勤務ヲ命ス	鳥取縣屬	井	上	豊	藏
總務部人事課兼知事官房秘書課勤務ヲ命ス	鳥取縣屬	井	上	豊	藏
兼任鳥取縣督部	鳥取縣屬	加	納	勝	巳
警察部警務課勤務ヲ命ス	鳥取縣屬	加	納	勝	巳

00971

(以上三月三十日付)

鳥取縣屬 從七位 勵八等 上 廉 政 聲

(以上三月二十九日付)

鳥取縣屬 土 本 田 稲 壇 一 聲

(以上三月二十八日付)

鳥取縣屬 音 田 稲 壇 一 聲

(以上三月二十九日付)

鳥取縣屬 音 田 稲 壇 一 聲

農務部職業課長ヲ命ス	地方事務官	上	鳥	政	聲
總務部地方課勤務ヲ命ス	地方事務官	上	鳥	政	聲
總務部會計課長ヲ命ス	鳥取縣屬	森	中	豐	治
知事官房文書課長ヲ命ス	鳥取縣屬	井	崎	秀	雄
經濟部規畫課勤務ヲ命ス	鳥取縣屬	森	中	豐	治
總務部統計課勤務ヲ命ス	鳥取縣屬	洞	山	芳	好
學務部社會教育課勤務ヲ命ス	鳥取縣屬	長	尾	豊	春
總務部時局課勤務ヲ命ス	鳥取縣屬	上	根	勝	巳
經濟部農產課勤務ヲ命ス	鳥取縣屬	井	上	豊	藏
總務部人事課兼知事官房秘書課勤務ヲ命ス	鳥取縣屬	井	上	豊	藏
兼任鳥取縣督部	鳥取縣屬	加	納	勝	巳
警察部警務課勤務ヲ命ス	鳥取縣屬	加	納	勝	巳

経済部土木課勤務ヲ命ス

鳥取縣土木書記

願ニ依リ本職ヲ免ス

學務部職業課勤務ヲ命ス

鳥取縣屬

同

同

(各通)

同

同

學務部職業課勤務ヲ命ス

技

手

築

添

正

二

公立中學校長ニ任ス

國民登錄事務嘱託

鳥取縣社會事業主事補

學務部職業課勤務ヲ命ス

（以上四月一日付）

公立高等女學校長兼公立高等女學校教諭

井

上

中

澤

尾

義

一

春

治

幹

粹

正

七

水

害

防

組

合

昭和十五年四月九日鳥取縣公報第千百貳拾號中左ノ通正誤ス

正 誤

00973

鳥取縣屬 依 藤 利 郎

公立實業學校長兼公立實業學校教諭 正六位

公立中學校長 正六位 德 田 鐵 雄

公立高等女學校長ニ任ス

高等官六等ヲ以テ待遇セラル

公立高等女學校長 正六位 金 田 鐵 雄

高等官五等ヲ以テ待遇セラル

公立中學校教諭ニ兼任ス 松 田 光 男

高等官五等ヲ以テ待遇セラル

公立中學校教諭ニ兼任ス 松 田 光 男

高等官五等ヲ以テ待遇セラル

公立實業學校長ニ任ス 松 田 光 男

高等官四等ヲ以テ待遇セラル

公立實業學校長 正六位 勸六等 松 田 光 男

高等官四等ヲ以テ待遇セラル

公立實業學校長正六位 野 木 村 規 矩 二

高等官五等ヲ以テ待遇セラル

公立實業學校長兼公立高等女學校教諭 正六位

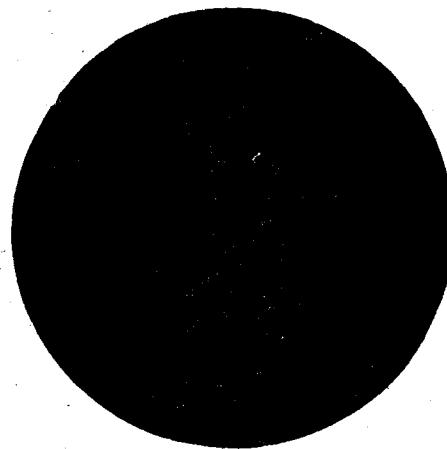
公立實業學校教諭兼公立高等女學校教諭 野 木 村 規 矩 二

高等官五等ヲ以テ待遇セラル

公立實業學校長兼公立高等女學校教諭 野 木 村 規 矩 二

00974

# 事變特報



舉國一致  
盡忠報國  
堅忍持久

00975

彙

報

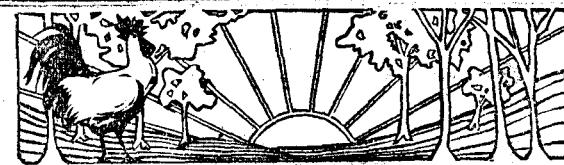
第四十九號

00976

次  
目

- 一 支那新政府の成立と事變の前途 ..... (時局課) 二二頁
- 一 再び宗教團體法の實施について ..... (社寺兵事課) 二四頁
- 一 皇后陛下より動の子等に御下賜品 ..... (社會課) 二七頁
- 一 生徒兒童の團體參宮について ..... (學務課) 三二頁
- 一 本年度の縣民貯蓄奨励運動 ..... (時局課) 三二頁
- 一 戰歎勇士の妻の方々へ軍人援護會長男爵 奈良武次 四一頁
- 一 家庭の物資動員計畫 ..... (時局課) 四二頁
- 一 時局下に於ける農家の副業 ..... (農產課) 四五頁
- 一 献納の海軍飛行機 ..... (社寺兵事課) 四九頁
- 一 文部省推薦映畫 ..... (社會教育課) 五一頁

伸ばせ 大陸貯蓄熱て



## 支那新政府の

### 成立と事變の前途

支那新中央政府は三月三十日を以て成立した。即ち支那は今後我が帝

國と共に東亞新秩序建設の大業を分擔し、從來の抗日容共の謬れる政策を一擲して善隣友好、共同防共及び經濟提携を原則とし、過去の紛糾を一掃してこの原則の下に政策法令を改廢して行政の完整を行ひ、日滿支一體となつて經濟互恵の下に共存共榮の基礎を樹立しようとするに至つたのである。

國民政府が首都を拠棄してから二年有餘日にしして民國二十九年三月三十日の午前九時（日本時間午前十時）から、南京城内國民政府大禮堂に於て改組還都の典禮を嚴肅に舉行し、主席代理汪精衛氏は孫總理の遺囑を朗讀し、つゞいて

#### 國民政府政綱

一 善隣友好の方針に基き和平外交を以て中國の主權、行政の獨立完整を求めて以て東亞永遠の平和及び新秩序建設の責任を分擔す

二 友邦各國の正當なる権益を尊重し、並びに  
その關係を調整し以て友誼を増進す。

三 友邦各國と連結共に國際共產主義の陰謀及  
び其他總て平和攪亂の活動を防遏す。

四 和平建國を擁護する軍隊及び各地遊撃隊に  
對しては夫々これを收容安定せしめ且つ國防  
軍を建設し軍政、軍令、兩大權を明瞭に區分  
し以て軍事獨裁制を打破す。

五 各級民機關を設置し各界の人材を網羅して  
全國の公意を集中せしめ以て民主政治を助成  
す。

六 國民大會を招集し憲法を定め憲政を實施す

七 友邦各國の資本及び技術的合作を以て戰後  
經濟の回復と產業の發展を圖る。

八 對外貿易を振興し國際收支の均衡を計り並  
に中央銀行を再建し、幣制を統一せしめ以て  
社會金融の基礎を確立す。

九 稅制を整理し人民の負擔を輕減し農村を復  
興し難民を救濟して各其の生業に安んせしむ

十 反共和平建國を以て教育の方針となじ且つ

科學教育の向上を圖り浮華妄動の學風を一掃  
す。

新政府の成立に對して帝國は同日左の帝國政  
府聲明を發し、新政府の發展に對して全幅の  
協力と支援を與へて共に東亞の新秩序建設に  
邁進する旨を再確認し、尙今後蔣政権を始め  
その殘存せる容共抗日勢力の迷夢が醒めない  
限り、斷じて矛をおさめないとこのの斷乎た  
る決意を中外に闡明した。

#### 帝國政府聲明

夫れ生命は不斷に發展し、事象は時時に變化  
す。國際の秩序亦之に遵ふ。帝國は常に此の裡  
に在りて、國際正義の昂揚と人類平和の確立と  
に力を致すものなり。

今や支那新中央政府樹立せられ、更生新支那  
の建設其の緒に就く。帝國政府は其の成立を慶  
賀すると共に、其の發展に對しては屢次の聲明  
に基き全幅の協力と支援を與へんとする。

帝國は列國が又克く此の嚴然たる事實を確認

00979

し、速に東亞の平和建設に寄與せんことを期待  
す。

帝國が支那に冀求する所は、支那が克く道義  
に立脚して眞に其の獨立と自由とを完成し、帝  
國と互に相携へて東亞新秩序の建設に邁進し、  
其の興隆を共にせんことに存す。

帝國が東亞諸邦と共に其の生存を確保せんが  
爲、特に支那資源の開發利用に關聯し、特殊の  
關心と要求とを有するは固より其の所たり。

然れども、帝國は東亞の新事態に即する第三  
國の平和的經濟活動に對しては、敢て之を排除  
せざるのみならず、進んで是等諸邦と協力し  
俱に國際修好の福利を享受せんとするものにし  
て、帝國が其の作戦繼續中の異常事態にも拘ら  
ず、多大の不便を忍び、列國の在支權益の擁護  
に努力し來れるの眞意實に此に存す。更生新支  
那亦其の方途を一にすべきは帝國政府の確信す  
る所なり。

茲に更生新支那の發足を見、東亞の情勢將に  
一轉機を劃せんとする。帝國は殘存容共抗日勢力  
に努力し來れるの眞意實に此に存す。更生新支  
那亦其の方途を一にすべきは帝國政府の確信す  
る所なり。

こゝに支那新政府は成立して事變處理はその  
一轉機を劃するに至つたのであるが、しかし蔣  
介石は交通不便なる四川の奥地に遁竄しつゝも  
尙殘喘を保ち、これを利用して自己の私腹を肥  
さうとする英米佛等の諸國や世界赤化を目論み  
ソ聯は此嚴然たる新政府樹立の事實を否定し、  
蔣介石を援助して東亞永遠の平和、東洋民族の  
福祉を阻害しようとしてゐる。從つて東亞新秩  
序建設の聖業は達成への前途なほ遠遠であるこ  
とを覺悟しなければならない。

吾々は彌々舉國一致、堅忍持久、今後益々加  
はるべき時艱に對して層一層の團結と不拔の大  
精神を以て之を克服し、日滿支一體の實を擧げ  
て西力の東漸による東亞の危機を救ひ、我が肇

國の大理想たる八絃一字の大業を具現して子孫悠久の福祉を齋す爲に勇往するの態勢を鞏固にしなければならぬと信するのである。

X

X

X

X

同 施行規則 (昭和十五年一月十日 同) 十二月二十三日同

同 施行細則

(昭和十五年三月二十九日)

(鳥取縣令)

宗教團體登記令

(同 三月十六日官報)

公衆禮拜用建物及敷地登記令

(同 日 同)

宗教團體法については既に本報第四號に記し又、近く前々號に於ても述べたのであるが、いよいよ四月一日より汎く全國に施行せられるに至つたので、再び主な事項を記して参考とする。

しかし本法令は我が國宗教行政上に於ける劃期的な重要法令であるから、直接關係方面では尙詳細について

宗教團體法 (昭和十四年四月八日官報)

等を參照し、且つ市町村役場等について充分問合せて研究を遂げ、くれぐれも遺憾なきを期せられるやう希望する次第である。

## 一 宗教團體の意義及び法人性

宗教團體法の認める「宗教團體法」とは宗教に關する結社の一つであつて、宗教の教義の宣布・儀式の執行をなすこと目的として一定の要件の下に設立を認可せられたものであつて、即ち教派(神道)、宗派(佛教)、教團

(基督教其他の宗教)、寺院、教會がこれである而して教派、宗派、教團、教會は法人となすことを得るものであり、寺院は總て法人である。從つて寺院及び法人たる教會は特殊の法人として民法上の法人に關する規程中幾部を準用せらるるのである。

## 二 現存の寺院・教會

寺院明細帳に登録せられてゐる寺院は本法に依つて設立を認可せられた寺院と看做され、本法施行前に教會所、堂宇、會堂、説教所又は講議所の類として設立の許可を受けたものであつて、本法施行の際現に存するものは本法に依り設立を認可せられたところの法人に非ざる教會と看做される。

## 三 總代

寺院及び教會は檀徒、教徒及び信徒の總代三人以上を置かねばならないのであつて、その選任の方法等に關しては寺院(教會)規則の定める所に依るのである。但し現存寺院の檀徒總代で本法施行の際現に其の職にある者は本法に依る

總代と看做されることになつてゐる。

總代の權限は寺院、教會の經營に關して住職教會主管者を扶けるものであつて、特に總代の同意を要する事項に就ては總代の有無が認可の絶對的要素ともなるべきものであつて、且つ同意は總代全員の同意を要するものであるから、この取扱については慎重にしなければならない。

住職又は教會主管者は、總代の選任又は解職があつた場合は遲滞なく次の事項を記載した届書に、寺院(教會)規則の手續を経たことを證すべき書類を添附して市町村長に提出しなければならぬ。

(届出事項に變更を生じたときも同様である)  
イ、寺院教會の名稱、所在地、所屬教宗派又は教團の名稱

ロ、總代の氏名、住所、職業、生年月日  
ハ、選任又は解任の事由  
ニ、選任又は解任の年月日

00982

を作製し、右の届出に基いて必要な記載や事務の處理をなすものであつて、且つ總代名簿の閲覧申請若是記載の證明の申請がある場合は閲覧せしめ若は證明書を交附する。但し閲覧、證明の手數料は徵收しないことになつてゐる。

#### 四 宗 教 結 社

本法の宗教結社とは教派、宗派、教團、寺院、教會に非ざる宗教的團體のことである。即ち教義の宣布、儀式の執行等を行ふことを目的とする團體であつて、寺院、教會、説教所、講義所等として設立の許可を受けてゐないものがこの宗教結社である。例へば類似宗教團體、未許可の教會、佛堂明細帳脱漏佛堂等であつて、單なる禮拜施設たるに止らないで進んで教義の宣布儀式の執行等をなすものは宗教結社である。但し神社講社、寺院教會所屬團體は宗教結社ではない。

宗教結社は本法の施行日たる四月一日から十四日内に、又四月一日以後に組織したときは組織の日から十四日以内に規則を定め左の事項を

具して知事に届出でなければならないのであつて、もし届出を爲さないとき、又は虚偽の届出を爲したときは三百圓以下の罰金に處せられるのである。

#### 宗教結社の規則に記載すべき事項

1 名稱、2 事務所の所在地、3 教義儀式及行事に關する事項、4 奉齋主神安置佛等の稱號（該當なければ記載を要しない）、5 組織に關する事項、6 財產管理其他の財務に關する事項、7 代表者及布教者の資格及び選定方法、添附すべき書類

1 教典、其の教義等、2 代表者の履歷（戸籍謄本、身分證明書添附）、3 布教の方法、4 布教者の數及信徒の概數、5 資產の狀況、6 布教所の位置並に建物の名稱、種類、用途、構造、坪數及敷地坪數、（縮尺百分の一乃至六百分の一の圖面添附）、7 他に關係宗教結社あるときは其の名稱、事務所の所在地及代表者の氏名、8 布教者の住所氏名（履歷書、戸籍謄本、身分證明書添附）

00983

#### 五 佛 堂

佛堂明細帳に登録せられてゐる佛堂は二年内に、寺院附屬佛堂となるか、寺院となるか、教會となるかにそれゝ處置方を定めて知事の認可を受けねばならない。寺院附屬佛堂ともならず、又寺院、教會ともならない佛堂は、禮拜施設として存置することが出来る。この場合は佛堂は解散したものと看做し、民法中の法人の規定の準用に依つて清算をせねばならない。

佛堂明細帳に登録せられない佛堂（脱漏佛堂）は宗教團體法の適用範圍外であつて本法の對象とならないから從來と異ることはない。但し脱漏佛堂であつても單なる禮拜施設に止らないで教義の宣布、儀式の執行を爲すものにあつては宗教結社として一應届出を要する。而して教會設立認可の申請によつて教會となり得る途があるのである。

#### 六 其 他

各種の書類は市町村役場を經由するのであつて、市町村長は進達に際して意見書を添へること



とが出來る。又市町村長に意見を求めることがある。

各種の添附書類として提出すべき土地、建物に關する圖面は縮尺百分の一乃至六百分の一と定められてゐる。

×

×

×

去る三月二十六日、恩賜軍人援護會の斡旋にて、

00984

依つて靖國神社に參拜した尋常小學校五六年在學中の戰歿者の遺兒に對し、畏くも皇后陛下より思召を以て御菓子下賜の御沙汰がありました。懿德宏遠洵に恐懼感激の至りに禁へません。

御下賜品は當日遺兒一同に對し舉式傳達せらるると共に、厚生大臣から思召の存する所を篤き訓示されたのでありますたが、各位に於ては宣しく懿旨の存する所を奉體し、今回參拜の遺兒ばかりでなく他の遺兒達の誘掖指導にも努力して、皇恩の萬一に報ひ奉るやうに致したいものであります。

尙當日、御下賜品傳達式に於ける戰歿者遺兒に對する大臣並に軍事保護院總裁の訓示要旨は次の通りであります。御参考に資せられたいと思ひます。

## 遺兒に對する厚生大臣訓示

此度畏くも皇后陛下に於かせられましては皆さんが恩賜財團軍人援護會の御世話で本日靖國神社に參拜することを聞召され、御仁慈に

溢る御沙汰を賜はりましたので只今謹んで皆さんに之を傳達致しました。洵に畏れ多いこと

でありますと共に有難き極みであります。

皇室に於かせられましては、常に國民を赤子として御慈み遊ばされ、殊に軍人に對しては厚き御信賴をかけさせられ、明治天皇は汝等を股肱と頼むと仰せられ、更に軍人と憂や譽と共にすべしとさへ仰せられました。

又戰歿者の英靈は之を神として靖國神社に祀らせられ、大祭には畏くも天皇陛下親しく社頭に行幸遊はされるのであります。日本に生を享けた者としてこれ以上の榮譽があるでありますか、又皇后陛下に於かせられましては、今度の事變の戰歿者に對しまして

やすらかにねむれとそおもふ君のため

いのちさゝけしますらのとも

と云ふ御歌を御詠み遊はされ、尚靈前に御紋菓を御下賜あらせられ、其の他色々と有難い御沙汰を賜りましたが、更に此の度皆さん方に賜物

00985

を下さる有難い御恩命を拜したのであります。

此の御恩命の御趣旨は皆さんが、靖國神社に於て父上の神靈を拜して其の遺勳を想ひ起し、亡き父上のあさを受け繼ぎ、心身共に立派に成長して御國の爲に御奉公の誠を效すやうにとの深き思召であらうと畏れながら拜察せられるのであります。

皆さんは之から靖國神社に參拜せられるのであります

ありますが、其の際先づ第一に此の有り難い思召のあつたことを父上の御靈前に御報告申上げなければなりません。次に皆さんの覺悟即ち父上の志を受け繼いで立派な日本人となり

大君の御爲お盡しいたしますといふことを神前で誓つていたきたいのであります。さうしましたならば、父上の英靈もさぞかし御満足であらうと存じます。

本年は紀元二千六百年の意義深い年であります。神武天皇の御建國の御理想は八紘一宇の御精神を廣めさせられることであります。この爲には長い年月を一方ならぬ御苦勞を遊ばされ

日向から大和に御遷都遊ばされたのであります。其の間には御一緒に日向をお立ちなされた御兄弟であらせられる五瀬命、稻飯命、三毛入野命は多くの我々の祖先と共におなくなり遊ばされました。その後日本武尊は東國御討伐の御途上能褒野で御他界遊ばされ、近くは北白川宮殿下が臺灣御征討の際おかくれ遊ばされました。

是等の方々は皆神武天皇御創業の大理想をひろめさせられる爲高貴の御身を以て國に殉せられ給ふたのであります。

かくて二千六百年の間事ある毎に八紘一宇の御精神は澤山の殉國の我々祖先に依つて外に内に發揚せられて參つたのであります。此度の支那事變程この御精神の大きな現はれを見るとは未だ曾てないであります。そして皆さんのお父上がこの事變で御國の爲に生命を捧げられたのは、とりもなほさずこの大精神に殉せられたのであります。

今や支那には新しい政府が生れ出で過去の過

ちを改めて日本と善隣友好の關係を結ばうとして居ります。皆さん方の父上の殉國の精神が果然と支那大陸に輝き渡つて來たのであります。皆さんはこの前古未會有の事變に絶大の勳功を樹てゝ護國の神靈となられた父上の子たることを自覺し、母上や先生や目上の言ひ附けをよく守り、心を磨き体を鍛へ立派に成人して君と國とに盡し、以て亡き父上の名を愈々揚げるやうに努めていたゞきたいのであります。かくしてこそ皇恩の萬一に報い奉り、又本日の參拜を意義あらしめる所以であると存じます。以上皆さんに對する希望を申述べて私の訓示と致します。

### △ 本庄總裁訓話要旨

私は皆さんの大變元氣な面も希望に輝いて居る顔を目の當り見て心から喜びに堪へません。皆さんの亡き父上の御靈も定めしお喜びになることと思ひます。

此の度は先程厚生大臣から傳達があつた様に

皇后陛下より特別の恩召を以て有り難い御沙汰を賜りました。皆さんの光榮は洵に之に過ぎたものはないのであります。皆さんは勿論のこと私共も國民一般も皇室の御恩の辱さに感泣致す次第であります。

陛下の御爲喜んで一身を捧げられた皆さんのお父さんは、どんな時でも自分の子供が立派に成長して、自分の志を承け繼いで御國の爲に御奉公することを祈らぬことはなかつたと思ふのであります。之が本當の親心であります。

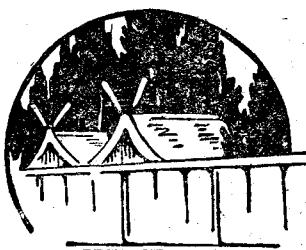
皆さんは皇恩の辱さを深く肝に銘ずると共に此のお父さんの願ひを深く身に体し、苟且にも國家社會の恩寵に狎れて驕り昂ぶる様な事のないのは素より、お母さんや目上の方の言附けを良く守り、心身を鍛り學業に勵み、立派に成人してお父さんの功績と名譽とを一層光あらしめる様努めねばなりません。之は皆さんに課せられた光榮ある務めであり、斯くすることに依つて處々の二つを實行することになるのであります。

00987

す。

之から先皆さんは色々苦しい事もあるでせう併し其の時は今日の此の光榮と感激を思ひ出して下さい。そして又お父さんが自分の事を思ひ乍ら奮戦せられたことを思ひ出して下さい。そして勇氣を振ひ起して如何なる困苦をも突破し名譽あるお父さんの子に恥ぢない立派な日本人となつて下さい。靖國の御社に神鎮りますお父さんの御靈も、必ずや皆さんを加護して下さることと信じます。

最後に皆さんが參拜を終へてお歸りになつたら今日の光榮をお母さん方に御話して、共に皇恩を感謝し相携へて譽れの家を護つて行つて頂きたいと思ひます。



参宮體兒童生の団

我が國最高至貴の宗祀として仰ぎ奉る神宮を拜し、寶祚の無窮、國運の隆昌、皇軍の武運長久を祈る國民の群は日々全國の津々浦々から陸續として集ひ、大御前に額いて只管真心を捧げてゐる様は洵に感激に堪へない所であつて、これら等の中には學校生徒兒童の團體參宮も極めて多く、其の數は一年間に約百萬人にも達してゐる。本年は光輝ある紀元二千六百年を迎へ、定めし驚異的な數字を示すことであらうと想像せられるのである。

勿論崇敬の誠を致す様充分の考慮を拂ひ計畫を整へられてゐるには相違ないが、眞に神宮參拜を意義あらしめる様實施せられることを熱望する立場から見れば、尙一步の感を抱かせらるる場合がないもので、今回内務省神社局からこれ等注意事項につき通牒せられたので、其の要點を記して引率指導に當られる學校當局者の参考に資することとする。

1 先づ第一に旅行の主目的である參宮に充分時間の餘裕ある様日程を作ることである。數多い團體中には往々遊覽等に多くの時間を割いて神宮參拜を短時間で済せてゐるものも見受けられる。生徒兒童等が引率者にせき立てられる儘に殆ど何等の印象も感銘も得ずして參拜を終へるが如きことがあつては、折角遠路よりの參宮も無意味に近いと謂はねばならぬ。

神宮參拜に要する時間は、皇大神宮に於ては宇治橋外の下馬所から下馬所に戻るまで普通團體として約一時間、豊受大神宮は第一鳥居口御橋外の下馬所から參拜を終るまで約四十分を要

するから、これ等の時間を加算して遗漏なき計畫を立つべきである。

2 參拜に際しては心身の清淨、行動の靜肅を保ち、最も敬虔な態度で大御前に參るべきは勿論である。これが爲め宮城に入るに當りて旅塵を拂ひ、服装を正し、手水舍又は五十鈴川手洗場にて口をすくべきであることは申すまでもない。昔は神境に入るに當り宮川で水垢離をする風習が行はれてゐたのであつて、往古以來我が國民は飽くまで嚴肅なる心構へを以て參拜しているのである。特に注意を促したいことは平素神社に詣でる際にも手水を使ふに拘から直接水を口にする人を多く見受けるがこれは甚だ不作法であり又非衛生的であるから、均から一旦水を掌にうけてこれを口にする様是非習慣づけられたいことである。

3 仍、學生兒童にはないことであるが、宮城内に於て着物の裾を端折つたりシャツの今まで歩いてゐる人を間々見受けるが、斯の如き不作法は何としても絶滅せなければならぬと考へるので教育者各位に於かれては機會ある毎に地方民の指導に留意を煩はしたい。

4 次で大御前に參進するのであるが、帽子、外套、襟巻等の携帶品は板垣御門前で適當な場所に置いて奉拜するのである。

尙一旦宮城に入れば喫煙、痰吐出等を慎むはもとより、雜談に耽りて喧嘩にわたつたり、或は紙屑等を棄てゝ不潔にするが如きことがあつてはならない。

5 宮城内では寫真撮影は禁せられてゐる。

6 大御前に參りてはなるべく號令を用ひず指揮者の動作にならつて一同が行動する様訓練せられることが必要である。一般參拜の場所である外玉垣御門前は御神前に近き尊い御場所であるから高聲で指圖するが如きは慎しまねばならない。

7 古不易の神宮の大宮地は、昔の儘の結構を保たれて居るため大御前は決して廣くない。従つて參拜者が徒らに長くその場所に止つてゐることは他の參拜者が至誠を致す妨げとなるから留意せられたい。

8 多勢の中には我が國古來の習慣により家庭から大御前にささげる賽物を預かつて來てゐるものがある。然るに團體行動の爲にこれをさげる餘裕なく遠方の列中から慌てゝその賽物を投げるのを見受けることがある。又時には神苑まで引下つた時に巡回の神宮衛士にこれを依託した例もあるさうである。賽物は投げるものではなくささげるものであつて、引率者はこの點にも心を配る必要があらう。近頃は多くの學校等では賽物は豫め引率者が取り纏めて白紙に包みて奉拜の初めに静かにささげて居られるが、これ等は最も適當な方法と思はれる。

00930

後直に「右向け右」の號令にて遽しく退出せらるる向が極めて多いが、折角參拜した學徒に對し深き感銘を與へるが爲には眞心をこめて敬虔な態度で神宮奉頌唱歌又は國歌の奉唱を爲すことも結構なことと思はれる。

9 大御前に於て奉拜が済めば、外玉垣御門向つて左の御垣そひに進み、御内を拜し一層感銘を深くすることもよいであらう。然しその場所に於て色々説明することは差控へる方がよい。

説明は豫め他の場所に於て行ひ御垣内に於ては謹んで拜禮すべきである。

10 御正宮の參拜について城内に御鎮座の別宮に參拜すべきである。城内御鎮座の別宮は皇大

神宮にては荒祭宮、風日祈宮、豐受大神宮にては多賀宮、土宮、風宮である。もし己むを得ざ

る場合は所定の位置に於て遙拜する様に心懸けられたい。

11 神樂殿に於て御神樂奉奏、御饌奉奠を申出でらるる向も漸次増加したが、これに侍る際に最も最敬虔な態度でなければならぬことは勿論

である。御神樂も大神様に奉るものであつて決して見物するものではないのであるこの點も引率者は豫め留意して徹底を期すべきである。御神樂奉奏には三十分乃至一時間を要するのである。

御神樂は神樂殿に全員が到着し手續のすんだものから順番に行はれるが、輻輳する時には他の團體と同座で奉奏することになつてゐる。

12 神宮參拜の印象を一層深める爲には、神宮の經營になる神宮徵古館、農業館を拜觀する方法である。共に兩宮の中間にある倉田山に設けられ、徵古館には撤下せられた神宮の御神寶、御寶物を始め神宮崇敬に關する資料約四千點を、農業館には御神德の顯現を拜し奉るべき農業、林產、牧畜、養蠶等我が國農業の發達變遷並に現狀を概觀するに足るべき資料約七八百點が陳列せられてあつて、観覽料は兩館を通じて拾錢、小兒に五錢、學生生徒の團體には一人參錢に割引せられてゐる。

13 「麻や暦の授與を希望するものが多いための場

00991

合はなるべく一纏めにして大麻授與願を申出で混雜を避けられたい。參拜印も授與所で押捺せられ初穂料や手數料は要しない。

14 參拜について不明の點があれば、宇治山田市神宮神部署參拜者係宛照會せられたい。神宮なき限り參宮の指導、講演、神宮映寫等も希望に應じて行ふこととなつてゐるので、なるべく出發前相當の餘日を置いて連絡をとらることを希望せられてゐる。報酬等の心配は全然無用であることは云ふまでもない。

昭和十四年中に於ける學生生徒の參拜人員を示すと次の如くである。

内宮參拜人員	外宮參拜人員	九月	八月	七月	六月	五月	四月
一月 一四、五〇四	一八、三六八	一四、〇二八	一三、七八七	一二、四五一	一四九、三三五	二五二、七一六	二一、二六三
二月 六四、五一五	七五、四七三	一四、一四八	五〇、六一七	一一、二一八	一五〇、一七三	二六九、一二九	二九、九四四
三月 九〇、七八二	一〇六、九四〇	一一、二〇二、四八四	一一、二〇八、六九六	一一、一四〇、五二九	一一、一四〇、五二九	一一、一四〇、五二九	十一月 計 一〇四一、九〇六
							十二月 四三、一五一

00992

## 内 宮 參 拜 人 員

## 外 宮 參 拜 人 員

		小 學 校		中等學校其他		小 學 校		中等學校其他	
	校 數	人 員	校 數	人 員	校 數	人 員	校 數	人 員	
合 計	九、一四	八〇四、九三	三、一四七	二六、九三	九、二三	九〇〇、五七	三、三六	二五七、九〇	
鳥 取 縣	一五	八、八三	一四三	一七五	八、九〇	一、一三〇	一七	一、一三〇	
內 地	八、交七	七三、三五	二、七八	二三、三八	八、七九	八八九、二四三	三、〇三五	三五、八四	
滿 支 在留邦人	二	云一	西	三、七八五	二	云二	元	三、一六八	
臺灣、樺太、關東州、朝鮮	三〇	二、五五	六一	一八、三〇	三七	二、一二三	二五	一七、六九	

00993



## 本年度の縣民

## 貯蓄奨励運動

四千萬圓（之は國の目標額が百二十億圓と決定せられたので、本縣の生産及び所得の状況十四年度に於ける貯蓄の実績、他府県との均衡を考慮して決定したものである）

## 二 貯蓄奨励一般方策

## (一) 市町村貯蓄増加目標額の決定

目標達成のため各市町村をして縣と打合せの上、本年度中に達成すべき目標額を定めしめ、同時に國債、貯蓄債券の購入目標額を定めしめて市町村關係機關の協同的勧奨の氣運を醸成せしめることが

今後更に巨額の資金と多量の物資を要し、従つて貯蓄増加の必要はいよいよ增大し、就中現下の急務たる物價及び物資需給問題の解決には徹底的な消費の節約、貯蓄の勵行に俟つべきものがある。依つて縣では本年度次の如き新目標を定め、不斷の熱意と努力を傾倒することにむづた。

一 貯蓄増加目標額

## (二) 國民貯蓄組合貯蓄増加目標額の決定

各市町村は貯蓄増加目標額の二割以上を各貯蓄組合に割當て、其の責任に於て目標達成に努力せしめ、各貯蓄組合は町内會費、部落會費、稅收入等に應じ各組合員の一ヶ年貯金額を定めしめるこ

## (三) 金融機關預金吸收目標額の決定

銀行、郵便局、産業組合等金融機關の積極的活動を促すために、金融機關別に吸収すべき預金増加目標額を決定せしめること

00994

#### (四) 組合貯蓄の徹底的増加

- (1) 貯蓄組合の貯蓄は前年度來增加しつゝあるが、尙ほ充分でないため組合への貯蓄額又は貯蓄率の引上げを行ふこと
  - (2) 貯蓄組合は一應普及を見たが、設置の餘地があると認められる市街地方面、接客業者、許可營業者、運搬業者、山林伐採製炭土木事業場等の就労者に対する設置普及に努めること
- 紀元二千六百年記念貯金、結婚貯金、教育貯金、入學貯金、家屋造成貯金等一定目標を有する記念貯金の獎勵
- 國民貯蓄の實行は國家的目的のために行ふものであるが、勤儉貯蓄は古來より修身齊家の美德として稱へられたものである

00995

節約貯蓄の獎勵に併進して空閑地、荒蕪地の耕作、共同作業、生産物の增産等極力收入增加の方策を講じ、其の增收を貯蓄せしめるやう獎勵すること

國債及び貯蓄債券等確實なる有價證券の購入獎勵

戰費、生産力擴充資金を提供せる自覺を持たしめ、且つ有利確實なる利殖を行はしめるため有價證券の購入を獎勵し、國債に對しては其の大衆化を圖るため毎戸之を購入することを勧奨すること

#### 三 貯蓄獎勵と併進すべき諸方策

##### (一) 戰時意識の徹底

貯蓄の實行は畢竟國民の戰時意識の徹底如何に懸るので、一層縣民の時局認識涵養に努め、其の自戒自勵を促すこと

##### (二) 戰時生活の實踐

本年度貯蓄増加目標達成のためには、戰

#### 四 貯蓄獎勵機構

##### (一) 服裝の改善

國民服及び國民儀禮章の普及に努めることがあり、各金融機關を初め關係機關と協議し、其の協力を得て之に當ること

##### (二) 貯蓄獎勵機構

市町村に於ける貯蓄獎勵は市町村長が中

#### (六) 天引貯金の全面的實行

國民貯蓄獎勵上一般農產物、畜產物、水產物及び林產物の價格増昂が著しいので前年に比し増昂せる額を標準として各種生産物に付き一定割合を定め、販賣代金より天引貯蓄せしめること

餘剩購買力保有者に對する貯蓄獎勵方法の研究實施不急品、奢侈品を購入し、遊興、娛樂觀、覽等をなし餘剩購買力があると確認せられる浪費者に對し、業者及び金融機關と連繫して貯蓄を實行せしめる方法を考究實施すること

##### (八) 増收貯蓄の勧奨

時意識に即して戰時生活を確立し、古武士の如き簡素生活方式を確立して生活水準の切下げを斷行する外途がないので、職場、地域を中心として申告等の方法に依り推進し、婦人は消費部門の擔當者たる點に鑑みて特に婦人の動員に意を用ひること

##### (三) 冠婚葬祭、社交儀禮の精神化、贈答の合理化、之等の行事慣習は因襲久しきに亘つてゐて其の刷新は困難であるが、時局の實相に鑑み簡素にして精神的且つ合理化ならしめること

冠婚葬祭、社交儀禮の精神化、贈答の合理化、之等の行事慣習は因襲久しきに亘つてゐて其の刷新は困難であるが、時局の實相に鑑み簡素にして精神的且つ合理化ならしめること

##### (四) 貯蓄獎勵機構

市町村に於ける貯蓄獎勵は市町村長が中

心となり、各金融機關を初め關係機關と協議し、其の協力を得て之に當ること

00996

尙ほ獎勵協議には極力市町村常會を活用すること

者、又は有力なる民間團體等の協力を求めるこ

(二) 市町村に於て必要ある時は貯蓄獎勵實行委員の如き制度を設け、熱心なる適任者を動員して貯蓄の成績向上に努めること

(三) 國民精神總動員鳥取縣實行委員會に貯蓄獎勵分科會を設け、貯蓄獎勵上必要な方策を決定して之を實施すること

(四) 縣内にある行政、經濟、教育及び警察等各種機關の協力を求めること

### 五 貯蓄獎勵特殊方策

(一) 都市に對する貯蓄の徹底

- (1) 都市に於ける貯蓄の實行はまだ充分とは認められず、今後の運動に當つては特に力を注いで組織的且つ強力に貯蓄の實行を求めるこ
- (2) 都市に對する宣傳の徹底を期するためには、一層大衆に接觸する機會多き業

00997

者、又は有力なる民間團體等の協力を求めるこ

(二) 殿賑産業方面に對する貯蓄の徹底

(1) 此の方面に於ける貯蓄の實行もまだ充分とは認められないで、今後の運動に當つては特に力を注ぎ、組織的且つ強力に貯蓄の實行を求ること

(2) 之が實効を擧げるためには特に會社、工場、礦山の經營首腦部、及び從業者

中堅幹部の時局下に於ける貯蓄獎勵に對する認識と熱意とを必要とするので此の點に關し一段の努力を拂ふこと

(3) 従業者の自發的協力に依り、勞務者統後生活刷新運動を強化すると共に各會社、工場、礦山に於ける貯蓄狀況を個別的に檢討し、其の充分でないものに對しては所得增加狀況其の他を斟酌して當該會社、工場、礦山に於ける貯蓄額を定め其の實現に努めしめること

### 六 其 の 他

(一) 貯蓄獎勵關係者は常に地方實情の觀察に努め收入增加の方面に對しては直に適宜貯蓄増加を勸奨すること

(二) 貯蓄獎勵に當つては地方議員、並に教育言論文藝、報道各機關、宗教、教化、經濟各團體、在郷軍人會、青年團、婦人會

(三) 農山漁村方面に對する貯蓄の徹底

(4) 生產物價格の昂騰に依つて收入の增加した向が多いので、機宜の方策を講じて貯蓄の増加に努めること

### 六 战 殺 勇 士 の 妻 の 方々へ



戰 殺 勇 士 の 妻 の 方々へ

恩賜 軍人援護會々長男爵 奈良 武次  
財團

鳥取縣公報 第千百廿一號 昭和十五年四月十二日 (第三種郵便物認可) 四一

00998

行くべきかと云ふことは、皆様の誰しもが直面して居らるゝ大きな課題であらねばなりません。そして其の課題解決の方途としては皆様の境遇其の他に依り各種のことが考へらるゝのであります。何れの途を選ばるゝにしても、其の根源となるものは所詮は心の問題。即ち「心構へ」とでも云ふべきことであらうと存じます。

夫なき後の孤獨の悩み、乃至は淋しさに打ち克ち、強く且つ明るい心境に入らるゝことをおさやめしたいと思ふのであります。而も其の強さや明るさは、皆様が「皆様の御主人は神に昇位せられたのである」と云ふ、強い自覺に基くものでなければなりません。

此の自覺に基く、強く且つ明るい心境の下にそれゝの境遇に應じて處して行かるゝ場合、よしんば、一時的には各種の障はりに遭はれることがあるとしても、纏てはそれを成し遂げ得る時期の到來するであらうことは疑ふべくもありません。

並じそれ、其の間に起る世に謂ふ「疑惑」や

「壓迫」やは、其の非が相手方にある限り物の數ではないと思ふのであります。唯何事に依らず云ふことは易く行ふことは難いのであります。私が皆様に、此の自覺に基く心境に入らるゝやうおさやめ致すにつけても、皆様の身となつて考ふる場合、之は決して容易のことないと深く感じさせらるゝのであります。

併し此の心境への透徹こそが總ての根源をなすと考へらるゝ以上、其の容易ならざる點を打ち破つて進んで頂きたいと思ふことは、之は又皆様に對する強い念願ともなる譯であります。

X

X

X



家庭の物資  
動員計畫

物資動員などといふと大變むづかしく聞え、

00999

私達の家庭生活とは何だか縁遠いやうに感せられるかも知れませんが、それは大違ひです。

物資動員とはすべての物を國家的見地から見て最も有効に使ひ、物の威力を國家のために大いに發揮させるのが目的です。近代の戦争は國家總力戦、國と國との力くらべの戦争です。そのためにはまづ人、しかもそれは頭數だけではあります。日本の兵隊さんのやうに一死奉公の赤心、そしてこれを守る銃後の團結、精神の昂揚が必要なことは云ふまでありません。眞に一死奉公の赤心に燃える精神力の昂揚が、前線に銃後になくてはなりません。

併し近代の戦争はそれだけではありません。

大變な「お金」と莫大な「物」がなくては戦争は出來ません。お金があつても自由に物を手に入れることの出來ない世の中です。物を外國から輸入する力にも限りがあり、國內で造るにも限りがあります。近代戦が物資戦といはれる理由もこゝにあるのですが、とにかく差しあたり或は軍需品に、或は國內の産業を發揮させたた

めに、或は皆様の日常生活のために、限りある物資を適當にやりくりして割振らねばならないわけです。之が即ち物資動員計畫、略して物動計畫です。

政府では企畫院が中心となつてこの物動計畫を立て、これを實行してゐるのでです。これは要するに、戦争をやつて行くために直接間接に入用な重要物資を定め、之について需要と供給の振り合ひを考へ、需要と供給に順序と制限を加へると同時に、需要に比して足らない分は、廢品の回収、在庫品の流用、代用品の使用等で間に合はせ、最後の手段として外國からの輸入によつて補ふといふ仕組みなのです。

戦争をしてゐる第一線の兵隊さんが、いざといふときには鐵砲や大砲の彈丸に事を缺くやうなことがあつたらどうです。思つただけでも相濟まぬ話ではありませんか。そればかりではあります。私達はばろ靴をはいても兵隊さんには丈夫な皮の靴を送つてあげたいのです。おいしい食糧も充分送つてあげたいのです。限り

01000

ある物資は、何をおいてもまず軍需品向けが第一位です。其の他には官公署で入用なもの、或は生産力擴充用資材も大切です。つまり我が國の國防産業を充實するため、機械を作つたり工場をたてたりするために必要な物資です。

その次が輸出原材と材料で、次が圓ブロックへの需給、つまり満洲國や支那など日本のお札の勢力範囲で、即ち大陸建設に入用なもの、而して最後に民需、即ち私達お互ひの使ひ分に付て割り當てが考へられるわけです。

物動計畫ではかうした順序がはつきり定められてゐるのですが、中でも輸出向の原料を特別扱ひにして優遇されてゐるのは、高いお金を出して外國から原料を買ひ入れても、之を立派な輸出品にして逆に外國に賣れば、差引き却つて澤山のお金が日本に入つて来る勘定になり、それで必要な軍需品などを買へばいゝといふた所でこの計畫で大きな影響を蒙るのは、私達一般家庭の物質生活です。早い話が戦争に勝つろではないといふのはこの點です。

ところで動員されてゐる物資の種類はどんなものかといひますと、まず鐵類をはじめ、銅、ニッケル、鉛、錫、マグネシウム等の非鐵金屬や、アルミニウム等の輕金屬、棉花、羊毛等の被服原料、木材、バルブ、皮革、石炭等の燃料それから工業塩、苛性ソーダ等の工業薬品、食糧、飼料、化學薬品、機械、醫療薬品等二百數十種です。之等は戦争のためだけではなく、生産力の擴充や國民生活の維持等のために、必要缺くことの出來ない物資で、供給力に限度がある關係から、民需即ち皆様の家庭でまづ消費を節



## 時局下に於ける

### 農家の副業

近年農村は戦時食糧品、工業原料等の増産と云ふ重大な責務

を負はされてゐる。

ために毎日大陸では何萬といふ鐵砲や大砲の彈丸が消費され、空には飛行機が或は偵察に或は爆撃行に活躍してゐます。そのためには平和のときには想像も出來ない澤山の鐵や鉛、アルミニウム、ガソリンなどがいります。鐵瓶や鐵の

灰皿などは代用品で間にはせて、第一線のお役に立てた方がどんなにお國の爲かわかりません。ガソリンもあの荒驚の活躍を思へば、遊山やドライブなどに使ふ人の氣が知れません。

つまり戦時下の今、私達に赤紙の召集令が下るやうに、物にも國家の命するところによつて動員計畫によつて動員令が下つてゐるのです。物も國家に御奉公せねばならぬ時になりましたですから私達もこの「物の動員令」をよくわきまへて、物を自分の慾望のまゝに使つたりしないで、國家の欲するやうな最大の効果をあげさせんやうに、心を使はねばなりません。ともすれば自分のお金で物を買ふ。賣つてゐるもの買ふといふのが悪い。鐵が禁制品だといつても灰皿一つ位何でもないではないか、とお考へにな

約しき、ただかねばならないわけです。  
しかしそれは、日本が苦しいからやるのはありません。戦争に勝ち、持てる國に飛躍するために、そして大陸を建設するためによるのであります。明日の希望は輝いてゐます。家庭と物動、實に皆様の責任は重大であり、積極的に之に努力されるか否かは、今後日本の前途に影響するところがまた大きいのです。

X

X

X

X

收入の増加を圖ることを目指してゐたのである。

が、今日の副業生産物中には、軍需品なり或は輸出として重要なものが多く、又輸入品は、國內の不足物資の代用品も色々製作されてゐて國策の線に沿うてみると共に、銃後農村を護り固める大切な役割を果してゐるのである。

時局で斯うした重要性を持つ副業の種類は色々あるのであるが、其の中の主なるものを次に挙げて見やう。

### 藁工品

藁工品と云つても其の種類は非常に多いのであるが、先づ呴と繩と葦で、之は何れも荷造包装の材料に使用される。

呴と繩は、軍では米や其の他の糧秣輸送に使用し、又肥料會社でも肥料を入れるのに用ひ、専賣局では塩を入れるのに使ふ等其の數量は實に夥しい。此の外に石炭等の鑛石類、穀類等を入れるのに使はれてゐるが、近頃は更に呴は麻袋の代用品としても相當に用ひられて居るし、

滿洲國への移出數量も莫大である。

又葦は軍でも買上げるが、主に一般商品の荷造用に使はれるので、經濟界が好況になり、商品の動きが多くなればなる程其の使用量は増加する。

斯様に藁工品の需要は各方面に増加してゐるので、自然之を製作する農家の收入も増へ、今年では相當多額の収入を挙げて居る。昭和十二年に於ける總生産額は五千三百萬圓であつたが翌十三年には六千七百萬圓に増加した。而も此の増産を以てしても尚ほ供給不足の有様であつて、此の需要に應ずるためには今一層の増産が必要なのである。

### 兔

兎には色々な種類があるが、こゝに挙げるのは毛皮を取るために飼ふ白色、茶褐色、ゴマ毛等の家兎である。

兎の毛皮は事變以來軍の需要が急激に増加した、農林省や縣、縣農會等が増産奨勵し

てゐるので其の生産も増加し、昨十四年全の產額は約七百萬圓程度であつた。

そんな譯で、近頃では一般家庭だけでなく小學校、農學校等でも盛んに飼育してゐるが、併しまだよく供給不足であるから今後益々増産を圖らなければならない。

此のやうに兎毛皮は軍用として必要なので、昨十四年八月農林省に於て家兎屠殺制限規則を公布し、毎年五月一日から十月三十一日までの繁殖期間中丈夫な兎を殺すことを禁じ、又十一月には兎毛皮使用制限規則を公布して、兎毛皮を婦人や子供の外套等に使用することや、兎毛でソフト帽等を作ることを止めさせ、出来るだけ澤山の毛皮を軍に納めることになつたのである。

### 真綿

三極、楮は和紙の原料として其の需要が非常に高まつて來た。殊に紙幣、公債、證券等の用紙や輸出品のコピー紙には必ず三極を使ふので之等の紙の激増に伴つて最近に於ける三極の値上りは實に基しいものがある。

高知縣下の三極の生産地では、事變前まで十貫當り四十圓前後であつたものが六十圓以上に跳ね上つたので、全農家が最底千圓から最高二萬圓までの時金をしたと云ふ位である。

斯様に三極、楮は事變後需要が著しく高まつてゐるのであるから之が増産は最も必要であつて、農林省でも本年度は新規豫算を計上して増産の計畫を樹てゝゐるのである。

兎の屠殺とか、或は剥皮とか販賣に付ては農會の世話でやるとか、或は組合でも作つて共同でやるやうにするのが宜い。

真綿の需要も事變後益々多くなつて來て、昭和十二年には產額約三百萬圓であつたものが、翌十三年には一躍五百萬圓に増加してゐる。之は云ふまでもなく滿洲、北支方面に新たな需要が起り、又軍の需要が増加したためである。

01004

軍では此の真綿を外套の裏に付けて防寒外套を作つたり、或は防寒帽子を作つてゐるのであるが、更にこの外に圓ブロッカ向や一般民需向としても品不足の状態であるから、今後益々増産の必要がある譯である。尙ほ販賣に付ては農會に依頼することが何かと便利である。

### 寒天――

寒天は我國の特產品で、其の種類は細寒天と角寒天とあるが、之は殆ど輸出向のものであつて、食料としては主にゼリー等の菓子の材料に用ひられるが、歐米のやうに肉類を食べる所以は、便通用としてゼリーは必要なくべからざるものとなつてゐる。

更に醫療の方ではワクチンの製造や細菌の培養に使はれ、工業用としても織物の絶出しとかオブラーの製造とか、或は葡萄酒等を清く澄ますのに用ひられる。又南洋地方では寒天で作つたトコロランが銷夏飲料として嗜好されてゐる。

此のやうに用途も廣いが、需要も全世界に亘つてゐて年々增加の傾向にある。

從來寒天の原料となる天草が、充分採取出來なかつた、めに左程の増産を見るに至らなかつたが、近年は農林省が天草の増殖奨励を行つてゐるし、將來有望な事業である。

### 其の他――

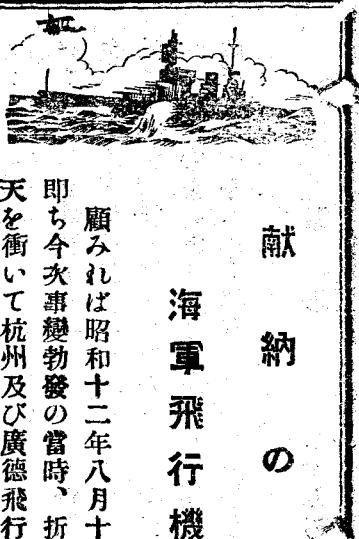
其の他ガソリン代用の無水アルコールの原料に用ひられる甘諸や切干、又軍需品としては澤庵、福神漬等の漬物や、麵類、凍豆腐のやうな乾物類の需要が非常に増加してゐるから、之等の副業品を増産することも適切である。

斯様に各種の物資が不足してゐる今日、増産の必要に迫られてゐるものが少くない。唯此の際考へなければならぬことは、平和時代のやうに、單に收入を増すために行ふと云ふやうな個人經濟本位からだけでなく、所謂副業報國の精神を以て増産に努めなければならぬと云ふことである。

01005

### 献 納 の

#### 海 軍 飛 行 機



顧みれば昭和十二年八月十四日、即ち今次事變勃發の當時、折柄の荒天を衝いて杭州及び廣德飛行場を襲

によつて、斷末魔に喘ぐ蔣政權に一大痛撃を喰はしたことは國民の齊しく知るところである。しかし翻つて考へるとこの輝しい海軍航空部隊活躍の裏面には、銃後國民の熱烈な飛行機献納運動の赤誠が存在することを忘れてはならない。この飛行機献納に對してはさきに本報にも記したが、ここに最近の調査に基いてその現況を述べることとする。

事變勃發以來海軍への献金總額三千七百六十萬圓の巨額に達してゐるが、其の間飛行機献納の金額は二千六百九萬三千圓に及び、これに依つて製作された報國號飛行機はすでに三百六十機を超へてゐる。そしてこの飛行機献金については内地は勿論遠くアフリカの涯からも深い熱誠が送られ、遠く故國を離れた大和撫子や、いたいけな小學生の勞働して得た金等、實に數多の涙ぐましい美談が織り込まれてゐるが、これらの飛行機は殆ど前線に送られて第一線機として大陸の空にその雙翼を伸し、銃後國民の輿望路たる佛印ルートの演越線を爆撃阻止することに應へつゝあるのである。

01006

今これ等の献納飛行機を献納者の居住する土地別に見ると、海外よりのものでは南洋七、満洲國、上海の各二、蘭領東印度・ハワイ・南米・ペル・北米・アルゼンチン・比島ダバオ・青島各一機であり、内地よりの献納は東京府八十四、大阪府三十七、朝鮮二十八、福岡縣十二、臺灣十一、兵庫縣、長崎縣の各八、神奈川縣、北海道の各七、廣島縣五、京都府四、千葉、和歌山、鹿兒島、新潟、佐賀、埼玉、愛知の各三、樺太、石川、岩手、茨城、福島、香川、宮城、青森、大分の各一機宛であり、更に東西兩朝日新聞社の提唱した飛行機献納運動に依り献金されたもので製作された全日本號五十機、學生兒童青年團の獻金による中學生號三機、女學生號二機、青年團號二機、兒童號一機、及び海軍省が直接献金された小口の飛行機献納金で製作した全國民號七機がある。今これを機種によつて分類して見る。

債 察 機 二十五機

攻 撃 機 十 機  
戰 戰 機 三十五 機  
陸 上 傷 察 機 二 機  
艦 上 攻 擊 機 三十二 機  
艦 上 戰 戰 機 百十九 機

水 上 傷 察 機 三十五 機  
艦 上 爆 擊 機 六十八 機  
陸 上 攻 擊 機 十二 機  
艦 上 輕 爆 機 二 機

艦 上 戰 戰 機 一百一十九 機

に達し、尙本年度上半期に於て命名式を擧げる豫定のものが四十機の多數に上つてゐる。

しかし今回の事變は武力的に見れば海軍としては結局支那一國を相手にしてゐるに過ぎないのであつて、從つて海空の航空部隊によつて擊墜した敵機が千五百機を超え、又銃後國民の赤誠の結晶で出來た報國號飛行機が三百六十機に上つたとしても、これを歐米諸國を相手とする戦争の場合を假想すれば、到底今日の状況では満足出来ない。

01007

歐洲でも今次の大戰勃發時に於て、ハサウエ第一第二線機を合して八千機にも達する空軍を以て英佛の聯合空軍に備へ、英佛聯合軍は米國より數千機の飛行機を購入して對抗してゐる。

他方、米國は現在中立を保ちながらも、虎視眈々として日本の極東政策を防止妨害せんとしてゐるが、海軍の第一線用飛行機は六千機を目指し、これを援ける陸軍機も亦六千機を目標として充實を期しつゝある。

事變の前途に於て、第三國と抗爭する機會が絶無といへない今日、空軍をます／＼擴張整備することは、海軍にも陸軍にも極めて望ましいことである。

りとくめ、文部省の推薦映畫と決定せられた今回本縣に通知があつた。

劇映畫 ロビンフッドの冒險 十卷

ファースト・ナショナル會社製作  
(昭和十五年三月十三日推薦)

本映畫は十二世紀末の英國に於ける有名な傳説に取材したる天然色映畫であつて所謂娛樂映畫と稱すべきものはあるが、氣品のある演出手法と殆ど完璧に近い天然色の技術とに依つて期せずして一種の藝術的品位を保ち得て而も映畫にあつては極めて求むるに困難な童話的情趣を醸し出すことに十分成功してゐる。かくの如きは日本映畫に於て未だ企て及ばないところであつて、從つて此の映畫の我國映畫界に與ふる示唆は決して少くないものとして推薦されたのである。

## 文部省推薦映畫

01008  
四月十日發行「週報」並ニ「寫眞週報」掲載內容左記ノ通  
寫眞週報第百十一號掲載內容

一 模型飛行機と少年

一 新國民政府成立す一新政府五院十四部の各院長、部長他要人

人の記念撮影

一 還都の日、歡喜の夜、南京、上海、漢口

一 議員さんの荒鷺姿一貴衆兩院議員の横須賀海軍航空隊、立川陸軍飛行場訪問

先生の飛行機作りもお國のため一新學期から飛行機の模型を作ることが、小中學校で正科となつたのでまづ師範學校の先生たちが模型製作の講習をうけてゐますが、小學校の一年から六年までの生徒にはどんな飛行機を作ることになるでせうか

一 お馬とともに育つ山の子一家で飼つてゐるお馬はいつでもお國の御用にたつやうに愛育し訓練しておかねばならない

愛知縣振草村の古戸少年義勇騎馬隊の愛馬行軍譜

一 青天に白日の身へ

一 サイタ サイタ サクラガ サイタ

一 自肅花見

一 讀物ページ

○ 支那新政府の政綱と新東亞建設の道標

○ 話題の國一佛領印度支那

銘後點描

鳥取縣公報第百十一號  
昭和十五年四月十二日印刷

發行者 鳥取縣鳥取市東町  
印刷所 鳥取縣氣高郡大正村大字古海  
務支所 鳥取縣

○ 春の科學－ハイキングと植物學  
○ 主婦の心得、家庭生活の合理化  
○ 次代國民の育て方（二）  
○ 海外小話  
○ 寫眞週報問答

○ 全法律案の解説  
○ 稟算の説明  
○ 重要質疑應答

一 佛國の政變と對ソ關係

一 五原方面の戰闘狀況

（外務省情報部）  
(陸軍省情報部)